●国民健康保険に加入されている40～64歳の方

40 ～ 64歳の方は「介護保険第2号被保険者」として、医療給付費分と後期高齢者支援金等分に加え、介護納付金分も合わせてひとつの国民健康保険税として納めていただきます。

＜年度の途中で40歳になられる方＞

40歳の誕生月（月の初日生まれの方は前月）から介護納付金分を納めていただくことになりますが、7月以降に40歳になられる方については、7月の本課税の時に前もって介護納付金分を課税することはできませんので、年度の途中で再計算をさせていただき増額分を通知します。

＜年度の途中で65歳になられる方＞

7月の本課税の時から誕生月の前月（月の初日生まれの方は前々月）までの分を計算して課税していますので年度途中での再計算はありません。

※65歳からは国民健康保険税とは別に『介護保険料』を納めるようになります。

●国民健康保険税納税を滞納すると・・・

納期限までに納付されない場合は督促状が発布され、100円の督促手数料を加算して納めていただくことになります。

また、特別な理由もなく国民健康保険税の滞納が続きますと、有効期限の短い「短期被保険者証」や、病院窓口で医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されたり、国保の給付等の制限を受ける場合がありますので、忘れずに納期限までに納めてください。

【お問い合せ先】 役場税務課　☎ 77−3615

◆ 美波病院開院２周年記念講演会を開催しました。

平成28年３月に開院した美波病院が２周年を迎えたのを記念し、さる３月22日午後に３階会議室におきまして記念講演会を開催しました。

講師には、脳神経外科医の影治照喜先生（県立海部病院副院長）を迎え、「認知症と脳卒中をみんなで防ごう」と題し講演いただきました。

時宜を得た題目で関心も高く、会場には100名を超える方々にお集まりいただき大盛況でありました。

講演では、まず、認知症について、現在は高齢化社会で認知症が増加傾向にあることや、認知症と老化による物忘れとの違いや、現在の治療法についてのお話があり、誰もが知りたい予防については、生活習慣病にならない食生活や運動習慣、対人接触が重要だとのことでした。

また、治療して治る認知症として脳外科疾患の慢性硬膜下血腫があることを解説していただきました。

次に、脳卒中についてお話があり、後遺症を残す怖い病気であり、やはり生活習慣病の予防が重要であり、高血圧や不整脈の治療や運動習慣の大切さを強調されました。

１時間という短い時間でしたが、分かりやすいお話で今回のような講演会に参加していただくことや、健康診断を受け、保健師さんなどのアドバイスを受けることが大事であると締めくくられました。

美波病院では、脳神経外科として、今回、講演をしていただいた影治先生が月１回午後に、岡博文先生が毎週木曜日の午後に、外来診療を行っています。（予約制）
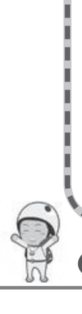
認知症や脳卒中が気になる方は、一度、受診ください。